

# 東洋史研究

第二十二卷第一號 昭和三十八年七月發行

## 明初の哈密王家について

——成祖のコムル經營——

永 元 壽 典

緒 言

一 成祖と哈密王家

二 哈密王兀納失里の事蹟

三 明初の哈密王家をめぐる諸勢力の概観

結 語

緒 言

① コムルは天山山脈の最東端の南麓に位する大オアシスである。古くから東西交通の要衝であったことは既に知られてい

1 中國に於いては、漢代より伊吾廬或は伊吾といわれ、唐代には伊州の置かれた所であるが、明の成祖の時に哈密と名付

けられ現在に至るまでこれが通稱となった。哈密(Hami)は恐らく蒙古語名 Khanji に由来し、コムル(Qomul)は當時のトルコ語名 Qamul が訛ったものであろう。<sup>⑧</sup>

松村潤氏は、明代のコムルの研究は重要な意義を持ち、特にそこに存在した王家の史的 성격については考究を要する問題であるとして、「明代哈密王家の起原」について論考を発表した。<sup>⑨</sup>これより先、ペリオ氏はラシッド・ウディンにみえる鬮王出伯に比定される Chubai の子の Konchak 及び Nom-qli が、元史にみえる肅王寛徹と鬮王喃忽里に比定されることを指摘した。そうして哈密王家の始祖すなわち元時威武(西寧)王に封ぜられ、肅王に進められた所の、兀納失里(Unashiri)はチュベイ(出伯 Chubai)に出自するとみたのであった。<sup>⑩</sup>チュベイはチャガタイ汗の孫アルグ(阿魯忽 Alghu)の子であるが、対カイド(海都)戦の軍功によって元朝から威武西寧王に封ぜられ(大徳八年・一三〇四)鬮王に進められた(大徳十一年・一三〇七)という。<sup>⑪</sup>松村氏はこのペリオ氏の考定を確認したもので、出伯・喃忽里に始まる鬮王の系譜を跡付け、威武西寧王、西寧王はこれに密接な関係のあることを明らかにし、その封領が肅州より沙瓜州方面にあったことを指摘した。肅王寛徹は鬮王、威武西寧王と共に元史に見えるが、それだけのことで哈密王家の始祖兀納失里との關係は明らかにならなかった。しかし以上のことと明軍が洪武二十四年(一三九一)にコムルを征略した際に哈密王兀納失里と共に居たという事實から、ペリオ氏の比定は妥當であるとされたのである。このようなペリオ、松村氏の考定を疑うものではないが、哈密王家の起原に關しては未解決の問題が残されている。すなわちこの考定に於いて始祖兀納失里は元時威武西寧王に封ぜられ肅王に進められたことが前提となっている。明の成祖は永樂二年に哈密王安克帖木兒(Angka Tamir)を忠順王に封じたが、皇明實錄(以後實錄と稱す)はそのことに寄せて、「安克帖木兒兄忽納失里、元封威武王、改封肅王、忽納失里卒。安克帖木兒繼爲肅王。」(太宗實錄卷二九)と記している。ペリオ、松村氏は、「洪武期にみえる兀納失里(Unashiri)はこの安克帖木兒の兄忽納失里(hu-na-shiri)と同一人で」あることを論據とし、かつ前提としている。

なるほど太祖（洪武）實錄には兀納失里が元時肅王等であったことが明示されていない。恐らく兀納失里から自己の前歴を明らかにする上表が明になされず、明も亦それを確認する機会を持たなかつたからであろう。しかしこのことについて問題がある。すなわち、明史には兀納失里（納忽里）が元末よりコムルに鎮成していたように述べられてあるが、太祖實錄に「哈梅里王」すなわち哈密王とみえ始める（洪武二十三年）以前に於ける、彼の所在を考える時、元時肅王として最も關係の深い河西には勿論のこと、コムルにも居た可能性は少なく、むしろ洪武十七年頃には元君脫古思帖木兒麾下の大酉として和林（Khara Khorum）方面に居たのではないかと考えられる。果してそうであるならば、コムルに鎮成するに至つた経緯を考察し、少くともその中に元時肅王等に封ぜられたことが妥當である證左を求めなくてはならない。本稿はこのような問題の解決に當つて、哈密王家の始祖兀納失里の事蹟を考察する。更に成祖のコムル經營に關連しつつ、明代哈密王家についてその史的性格の研究に關する序説的意味に於いて、明初（洪武・永樂）の哈密王家とその周邊の考察を試みる。

#### 一 成祖と哈密王家

成祖のひととなりは、明史成祖本紀の冒頭に「智勇大略、能推誠任人」と評されている。この成祖にしてコムルの經營は着手された。この地が蒙古を東西南の三面より押し包む所の、西面の一翼であると共に、西域に通ずる要衝であること考えれば、その經營は重要であつたに違いない。事實成祖は即位直後にこれを計畫し實行に移している。その經營は一途に哈密王家の懐柔に指向された。

明史卷三二九、西域一、哈密衛（以後哈密衛傳と稱す）の條に、

洪武中、太祖既定畏兀兒地、置安定等衛、漸逼哈密。阿克帖木兒懼將納款。成祖初遣官招諭之、許其以馬市易。卽遣使來朝、貢馬百九十四。永樂元年十一月至京。帝喜賜賚有加。

とある。明の太祖が安定衛等を置いたのは、いうまでもなく、撒里畏兀兒 (Sarigh Uighur 今の青海方面) で、このことは同じ明史卷三三〇、安定衛傳にみえる。「阿克帖木兒懼將納款」とは哈梅里をコムルのことと考えなかつた明史編者の獨自の考えであつて、成祖が初めてコムルを招諭したのではない。實錄の永樂元年十月甲子(二十日)の條に、

勅甘肅總兵官左都督宋晟曰。知哈密阿克帖木兒遣人貢馬、爾已差人送京。其頭目所貢者、可選善馬送來、餘皆以給軍士。……(太宗實錄卷二三)

とあるが、十一月甲午(二十日)の條には、

哈密阿克帖木兒遣使臣馬哈木沙渾都思等來朝、貢馬百九十四。先是、上遣使臣亦卜刺金等、齎詔往哈密撫諭、且許以馬入中國市易。至是、來朝貢馬。……(卷二四)

とあり、その閏十一月壬戌(十九日)の條によれば、阿克帖木兒とその使臣馬哈木沙渾都思 (Mahmud shah hun-tu-sun) に賜物のあつたことがみえている。實錄の洪武三十五年八月丁丑(二十六日)の條には和林及び瓦剌 (Orad) などの諸部酋に、成祖は使いを遣したとあるから、恐らくこの時コムルには亦卜刺金 (Ibrahim) 等を派遣したのである。う。そうして翌永樂元年十月に、阿克帖木兒が遣使通貢してきた報を受け、成祖は甘肅の總兵官宋晟に指示を與えたのである。

次に哈密衛傳には、「明年六月、復貢請封。乃封爲忠順王、賜金印。復貢馬謝恩。」とある。すなわち實錄の永樂二年六月甲午(二十五日)の條に、

封哈密阿克帖木兒爲忠順王。時阿克帖木兒遣使來朝、表請賜爵。上命禮部尚書李至剛、會太子太傅成國公朱能等議。至剛等議奏。「阿克帖木兒兄忽納失里。元封威武王、改封肅王。忽納失里卒。阿克帖木兒繼爲肅王。今旣內屬、宜仍王爵而改封之。」上曰、「前代王爵不足再論、今但取其能歸心朝廷、而封之。使守其地、綏撫其民可也。」遂封爲忠順王。遣指揮使霍阿魯秃等齎勅封之、并賜之綵幣。(卷二九)

とあり、十一月己亥朔の條に、「哈密忠順王安克帖木兒遣兀魯思等貢馬謝恩。命賜鈔及襲衣綺帛。」(卷三二)とみえるの

である。この記事によつて我々は哈密王家の出自を考察することが出来るわけであるが、明も亦この時の阿克帖木兒の上表によつて元時の王爵のことを知つたに違ひない。禮部尚書李至剛等は「今はもう内屬してきたのだから、(元代の)王爵はそのまゝにして、改めて(明から)阿克帖木兒を封じたら宜しいでしょう。」と奏したのに、成祖は「前代の王爵のことは、更に検討する必要はない。」と裁斷している。成祖は固より阿克帖木兒を封ずる決意であり、彼の上表によつて王爵のことを問題にしたと見られよう。すなわち成祖は手もとで養つていた阿克帖木兒の兄の子脱脫 (Togis) をホルムに送つて、忠順王を繼がせたことである。哈密衛傳には、

已而迤北可汗鬼力赤毒死之(阿克帖木兒)。其國人以病卒聞。三年二月。遣官賜祭。以其兄子脱脫爲王。賜玉帶。脱脫自幼入中國。帝拔之奴隸中。俾列宿衛。欲令嗣爵。恐其國不從。遣官問之。不敢違。請還主其衆。因賜其祖母及母絲幣。旋遣使貢馬謝恩。」

とある。韃靼可汗鬼力赤が阿克帖木兒を毒殺したことは後に觸れるとして、脱脫の襲位については、實錄の永樂三年三月己亥(初四日)の條にみえ、その九月辛酉(二十九日)の條に、

哈密忠順王脱脫遣頭目進馬謝恩。賜之鈔幣。(卷三七)

とある。前者三月己刻の條によれば、「成祖は即位して、(敢えて)脱脫を求めて、非常に(彼を)撫養した(上即位、求得之、撫養甚至)」といい、成祖の言葉の内にも「朕拔爾於厮養艱難之中」(卷七五、永樂九年三月戊辰(初八日)の條)とか「脱脫久在朝侍衛、朕撫之如子」(卷四〇、永樂四年正月辛酉(三十日)の條)とみえる。とすれば成祖は脱脫を養い、コムルへ送つて哈密王にせしめる計畫を持ち、阿克帖木兒を簡単に忠順王に封じたのはその準備であつたと想像できる。この場合に成祖はいつこの計畫を持ったか問題であるが、これは後に考えることにする。

實錄には前條に續けて、「及聞阿克帖木兒死、無嗣。欲以脱脫往嗣其爵、恐其衆不從。」とあるが、阿克帖木兒に嗣子がなかつたのではない。「恐其衆不從」とは後に見えるように王として不出來な人物であつたからであるが、案の定脱脫

は祖母速哥失里 (Sukashiri) のために王位から放逐された。哈密衛傳には、「四年春。甘肅總兵官宋晟奏。脫脫爲祖母所逐。帝怒。敕責其頭目。」とある。今實錄永樂四年正月辛酉 (三十日) の條によって、諭文を見ると、

比聞、其祖母以脫脫不能曲意奉承、一旦逐出之。然脫脫朝廷所立、雖其有過不奏、而擅逐之。

とあり、脫脫にも過失のあったことを認めているが、成祖は強く明朝の權威を汚したことを責め、

故特勅往諭爾等。宜卽歸脫脫、俾復其位。爾等盡心贊輔之、善事祖母、孝敬如初、則爾哈密之(事)人、亦永享太平之福於無窮。(卷四〇)

と結んでいる。

蓋し成祖は當初から脫脫を哈密王となす計畫であり、もしこれが不成功に終れば、明朝の威信にかかわると共に、自己のコムル經營の失敗を認めなければならなかったのであろう。従つて成祖は忠順王脫脫とその王家の招撫には配慮を怠らなかつた。尤も忠順王脫脫は英明な成祖が養つたにしては、誠に不似合な人物であつたのである。

さて哈密衛の設立も忠順王脫脫を擁護することに大きな意義があつたと思われる。實錄の永樂四年五月丁巳 (二十八日) の條に、

哈密忠順王脫脫祖母速哥失里及頭目各遣人謝罪言、脫脫已復王位。脫脫亦遣陪臣謝恩。上命遣使資勅各戒諭之。(卷四三)とあり、脫脫の復位を知ることができるが、これより先、三月丁巳 (二十七日) の條に哈密衛を設け、印章を給したことがみえる。哈密衛傳は脫脫が王位に復し祖母速哥失里等の謝罪があつて、哈密衛を設けたように述べている。恐らくそのように見るのが正しいであろう。いづれにしても頭目馬哈麻火者 (Mujammad Khwajah) 等に指揮・千百戸・鎮撫などの衛所の官職を授けると同時に、辜思誠哈只馬哈麻 (Ku-su-cheng Hajj Mujammad) を哈密衛經歷とし、忠順王の長史、紀善に漢人の周安、劉行を充て、脫脫を輔導せしめ、また脫脫に對しては、

凡部下頭目可爲指揮・千百戸・鎮撫者、具名來聞、授之以職。(卷四一)

と命じ、またこの冬には頭目十九人に都指揮等の官職を授けた。實錄には「從脫脫所請也」とみえている。尚實錄の四月乙丑（初五日）の條には、忠順王の長史周安、紀善劉行、そして哈密衛の經歷辜思誠に賜物があり、丁亥（二十七日）の條には忠順王の使臣に宴を賜り、十二月甲寅（二十九日）の條には、忠順王の祖母速哥失里も亦遣使通貢したことがみえる。しかしどうも脫脫は忠順王として相應しい人物ではなかったようで、實錄の永樂五年三月庚午（十六日）の條には、「上復遣使、戒諭脫脫。令孝以事親、忠事朝廷、善撫下人、毋令失所。」（卷四八）とみえるが、事實成祖にとっては甚だ不本意なコムルの情勢が傳えられている。實錄永樂五年七月壬子朔の條に、

甘肅總兵官西寧侯宋晟奏。哈密頭目陸十等作亂、忠順王脫脫已殺之。恐有他變、遣人請兵爲守備。

とあり、宋晟に勅して、「以兵五百或一千、選才能之將、率領赴之。且令熟計、使相更代。」と、また、「安克帖木兒妻子往依鬼力赤。恐誘虜入侵哈密、不可不備。且令會計所遣軍士行糧、仍戒飭之、無爲虜困。」（卷五一）という。同年十二月甲午（十五日）の條には、甘肅總兵官の何福に勅して、

得奏、哈密指揮法都刺欲設把總官一員、以理政務。爾須度其可否、及當委用何人。朕嘗勅哈密官校、惟聽令于忠順王。

若復置把總官、則是又添一主、而政令不出于一。令出一、則難下奉承。爭強競勝、亂所由生。宜審思熟計、具可否以聞。（卷五四）

とある。頭目陸十 (Lu-shih) 等の亂が忠順王脫脫に對して起つたことは疑いなく、指揮法都刺 (Fa-tu-la) が把總官を置くように請うているのも、忠順王脫脫の統治に満足できなかったからであらう。これに對し成祖は悉く脫脫を擁護した。把總官を別に置かなかつたことは勿論である。尚この時甘肅總兵官が交替しているが、これは宋晟が病没したからで、實錄には七月癸丑（初二日）の條にみえている。従つて宋晟は軍事行動を起していない。彼は鳳陽の定遠縣人で太祖朱元璋の起兵以來の老臣で、甘肅方面の鎮守に當ること二十餘年といわれる。成祖が彼を厚く信任していたことはその傳（明史卷一五五）からもうかがわれるし、彼の子の璵、瑛はそれぞれ成祖の第三、四公主を娶る駙馬都尉であつた。脫脫を拔擢

して忠順王に仕立てた畫策も、實は宋晟に出ているのではないかと思われるが、このことは後で觸れよう。

宋晟の後、駙馬都尉の宋琬が甘肅總兵官の任に就いたが、半月足らずの一時的任務で、八月には何福に代つた。何福は後に寧遠侯に封ぜられ、成祖の北征（永樂八年）に従つた後に、自殺している。そのために封爵は削除され明史に彼の傳はないが、彼も太祖以來の舊臣で靖難の變には建文帝の側にあつて最後まで成祖の軍と戦つた人物である。しかし成祖は即位すると直に彼を陝西・寧夏等の總兵官に充て、陝西・山西・河南都司の官軍を節制せしめて（實錄洪武三十五年八月己未（初八日）の條）、ここに至つて甘肅總兵官に任じた。彼も武勇にまさる老將で、成祖親信の寵臣でもあつたので、甘肅を鎮守して間もなく、次のような注意があつたと思われる。

自今、忠順王脫脫遣人饋爾禮物、宜悉受之。蓋其爲人、朴愚無智識。爾握兵邊境、彼所畏也。禮饋見卻、則生猜疑。不若開心撫納、庶得其情。（卷五三、永樂五年十月丁未（二十七日）の條）

とにかくコムルの招撫には細心の注意を拂つたといわなければならない。そして永樂五・六年頃よりコムルからの通貢は順調に行われ、明朝がこれを優遇したことも目立つ事實である。哈密衛傳にも、

自是、比歲朝貢、悉加優賜。其使臣皆增秩授官。帝眷脫脫特厚。

と述べられている。しかしながら忠順王脫脫は愈々異常な性格を發揮して、遂に歿した。實錄の永樂八年十一月壬午（二十日）の條に、

遣指揮母撒等使哈密。時上聞忠順王脫脫沈湎于酒、昏憤顛越、凌辱朝使。部下哈刺哈納・買住・那那等諫之。不從。故遣使戒諭。而復諭哈刺哈納等、令善輔之。（卷七三）

とあり、翌九年三月丁卯（初七日）の條によれば、脫脫は母撒（Musa）等が至る前に、にわかにかかり死に、これを聞いた成祖は「久しく悼しみ嘆いた」と述べられてあるが、同じく三月戊辰（初八日）の條によれば、忠順王脫脫に祭文を賜り、その部下の都指揮哈刺哈納に勅諭して、

脱脫受朕厚恩、不能償終如始、自底滅亡。爾恭事朝廷、始終一致、簡在朕心。……命爾鎮守哈密。其善撫軍民、益堅忠誠、以副朕意。(卷七五)

とあり、七月甲戌(十五日)の條には、

哈密故忠順王脱脫母遣蒙哥帖木兒貢方物、謝賜祭脱脫恩。都督僉事哈刺哈納遣人貢馬、謝陞職恩。各賜鈔幣。命蒙哥帖木兒爲千戶。(卷七七)

とみえる。忠順王脱脫の死は永樂八年の末か九年の初(一四一〇〜一一)であった。次に忠順王を繼いだのは、脱脫の子卜答失里(Budashiri)であったが、それは宣德元年(一四二六)のことである。實錄によれば永樂九年十一月壬申(十五日)の條に「哈密故忠順王脱脫母遣人貢馬、賜之鈔幣」(卷七九)とあり、脱脫の母には永樂十一・十四年に、卜答失里には永樂十七年と洪熙元年に各々賜物のあつたことがみえる。この間にコムルに封じられたのは、免力帖木兒(Mangli Tamiir)で永樂九年十月癸卯(十五日)の條に、

封哈密免力帖木兒爲忠義王。遣指揮程忠等齎勅諭。(卷七九)

とあり、翌十年三月丁未(二十三日)の條に、

都指揮程忠等使哈密還。忠義王免力帖木兒遣陪臣阿都兒火者、貢馬謝恩。賜鈔千錠・文綺二十四。(卷八二)

と見える。彼は「脱脫の従父の子」、恐らく阿克帖木兒の子なのであろう。實錄の記す所では十六度ほど遣使通貢し、明もまた遣使して撫諭・賜物を怠つていない。哈密衛傳も「自是、修貢惟謹」と述べている。永樂十八年(一四二〇)にここを通過したヘラート(哈烈 Herat)のチムール朝の君主シャー・ルク(沙哈魯 Shah Rukh)の使節も亦、その行程記に、「Mangli Temür \*Māiriと稱する非常に立派な青年が、この町の支配者であった。」と記している。

尚成祖が崩じて仁宗・宣宗も亦撫諭・賜物を怠つていない。忠義王免力帖木兒の遣使通貢は洪熙元年七月を最後とし、その十二月乙亥(十日)の條には、

命内官張福、齎綵幣表裏、往賜哈密忠順王男卜答失里等。(宣宗實錄卷十二)

10 とあるが、これは忠義王歿後のことであろう。すなわち翌宣徳元年正月庚戌（十五日）の條に、

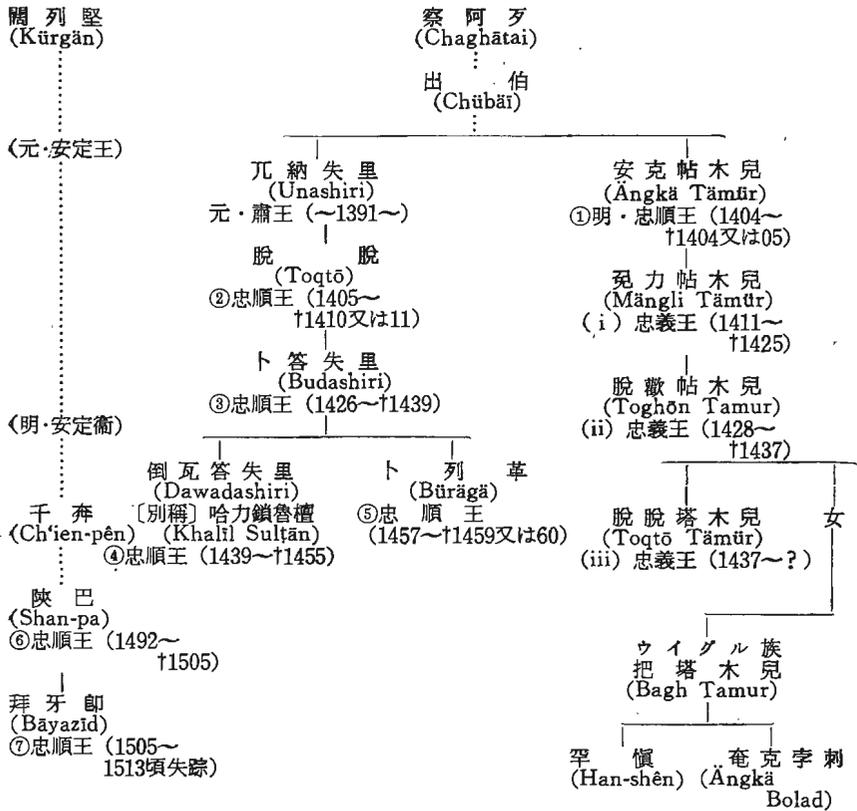
遣使祭故哈密忠義王免力帖木兒。仍命其姪卜答失里嗣封忠順王。（卷一三）

とある。宣宗は行在禮部に對して、

哈密受皇祖厚恩、封爲王、而能恭修臣職。今既死、宜有繼承。然免力帖木兒初承其兄忠順王脫脫。子卜答失禮亦長。宜仍立爲忠順王、守其地。

と特に諭し、また忠順王卜答失里には、「朕今紹承先皇帝之心、用廣一視同仁之德。」と詔し大赦を行ったことが見えてゐる。成祖の脱脫に對する餘慶は宣宗の時代にまで及んだのである。宣徳三年（一四二八）には忠義王位を免力帖木兒の子の脱歡帖木兒（Toghon Temür）が繼ぎ、コムルには忠順・忠義兩王家が並び存した。しかし明のコムル經營は消極的となると共に、一方ジュンガリアに據る瓦剌（Orda）の勢力が漸く伸びて、哈密王家は瓦剌部との關係が深くなるであろう。

以上成祖の忠順王脱脫との關係を中心に、明朝と哈密王家の交渉を概観した。脱脫をコムルに忠順王とせしめることは當初から計畫したことで、従つて彼が王として極めて相應しくない人物であつたのに、成祖は彼に執心せねばならなかつたのであろう。これは甘肅總兵官の宋晟との間で畫策したことと想像したが、恐らく脱脫は洪武二十四年（一三九一）に宋晟等がコムルを經略した時に、中國に俘囚となつたのである。宋晟はその後諸處に出征し燕王（成祖）にも従つてゐるが、建文元年（一三九九）二月に甘肅總兵官として涼州に鎮し、成祖が即位すると入朝し、洪武三十五年十月に後軍都督となり、翌永樂元年正月に平羌將軍を拜して甘肅總兵官に就任し涼州に鎮成したのである。成祖が即位後敢えて脱脫を奴隸中から拔擢したのは、必ず宋晟が入朝した時に行なつたと見なければならぬ。すなわち宋晟との間でコムル經營が畫策されたとみる理由であるが、このように成祖が即位直後に計畫し實行に移した哈密王家の懷柔・優遇策はそのまま宣宗にも引繼がれたのである。こうした明朝のコムル經營にはそれ相當の目的があつたわけであるが、これは別にして哈密王家の性格を理解することが先決問題である。それには洪武期に於ける哈密王家について考察する必要がある。洪武期にみえ



る哈密王兀納失里は成祖が始めに封じた安克帖木兒の兄で、脱脱の父と目される人物である。しかし兀納失里の事蹟が必ずしも明らかでないことは最初に觸れた。なお哈密王家の系譜は上表のようになる<sup>④</sup>。

二 哈密王兀納失里の事蹟

明史が哈梅里と哈密とを全く別地と考え、各々別巻に專傳を立てたのは衆知のこととて、またこれが全くの誤謬でコルムは永樂以後中國で哈密と稱せられ、洪武には哈梅里であったことも明らかなことである。そうして例えば嘉靖の刻本である邊政考や、或は明末の陳建の「皇明通紀」には

「哈梅里」を哈密と理解した記述(必ずしも哈梅里をコルムと考えたと言うのではない)が見えるのに、明史がこれを誤ったのは、愼密な明史には不似合の杜撰といわれるのである。しかし實録の記事は哈梅

里と哈密の差異ばかりではない。そこに據った王についても、太祖實錄では「哈梅里王兀納失里」などとみえ、太宗（成祖）實錄では最初に見える哈密王安克帖木兒の兄は元末に「威武王」「肅王」となった「忽納失里」であると記されている。兩記事に於いて、哈梅里と哈密を別地と考えて兀納失里と忽納失里を同一人とすることも、或は同地として別人と考へることも不合理であるが、明末清初の中國にあっては、兩者をともに同一に見るほど豫備知識を持たなかったであろう。實錄の詳細な記事を見れば、明人の正しい理解も捨てざるを得なかったと思われる。

とにかく哈梅里と哈密とを別地と考へ、哈梅里をコムルのことと理解しなかったと云う事實に於いて、明史の哈梅里傳・哈密衛傳は凡そ實錄に據ったとはいへ、その冒頭の記事には注意しなければならぬ。先ず明史卷三三〇、西域傳二、哈梅里の條に、

哈梅里、地近甘肅。元諸王兀納失里居之。

とある。これは實錄に據った記事ではなく、明史編者（明史稿の王鴻緒も含めて）の独自の解釋であろう。とすればこの記事から兀納失里が元時よりコムルに居たと見るのは、全く無意味である。これに次いで、

洪武十三年、都督濮英練兵西涼。請出師略地、開哈梅里之路、以通商旅。……英遂進兵。兀納失里懼、遣使納款、

とある。これは實錄の記載から採ったものであるが、實錄には兀納失里がそこに居たと述べていない。すなわち元時よりそこに居たと假定した上での記述であらう。

次に明史卷三二九、西域一、哈密衛の條には、

哈密、東去嘉峪關一千六百里。漢伊吾廬地、明帝置宜禾都尉、領屯田。唐爲伊州。宋入於回紇。元末以威武王納忽里鎮之、尋改爲肅王。卒。弟安克帖木兒嗣。

と見える。松村潤氏によれば、この記事は實錄の永樂二年六月甲午の條に對應するが、「納忽里」は明史稿の王鴻緒が忽納失里を「納忽失里」と誤り、明史の編者が更にこれを改竄したものであるという。④ 實際には實錄から直接採ったもの

でないことは、明人の記述する所とよく一致することからわかる。鄭曉の皇明四夷考、哈密の條に、

哈密、本古伊吾廬地、在燉煌北大磧外、西北羌胡往來要路也。元封忽納失里爲威武王、已而改封肅王。卒。弟安克帖木兒嗣國。

とあり、葉向高の四夷考、哈密考の條に、

其地故漢伊吾廬。唐西伊州。元族屬威武王忽納失里居之、後改封肅王。卒。弟安克帖木兒嗣。

と見える。嚴從簡、茅瑞徵、徐學聚等も亦略々同様の記述であるが、これら明人の記述は大概鄭曉に出るといわれる。いずれにしても歸する所は實錄の記事であろうから、これは忽納失里が元末よりコムルに鎮成した證據とならない。

このような明史の傳或は明人の記述に根據がないとしても、事實兀納失里がコムルに居た形跡があるかどうか考察する必要がある。太祖實錄にコムル（哈梅里）のことが見えるのは、洪武十三年が始めてで、甘肅の都督濮英の河西經略に關連して述べられてある。濮英の河西經略のことは和田博士が既に述べられる所であるから、これを參照して要點を記すと次のようである。

洪武十三年（一三八〇）四月に甘肅の都督濮英は涼州方面で故元の柳城王（柳城はトゥルファン盆地のルタチュン）等を捕獲して、コムル路を開き、商旅を通ずることを志願するに至った。そうして五月に肅州の東北百餘支里の、カラム・エチナ路に通ずる要衝にある白城という所で、故元の平章忽都帖木兒を捕え、進んで嘉峪關外二百支里の赤斤站で、故元の幽王亦憐眞とその部屬を捕えた。更に七月には赤斤站の西二百支里ほどの、今の布隆吉爾（Bulungir）城の附近、當時沙州境内とされた苦峪に於いて、故元の省哥失里王等を捕獲して、肅州に兵を遷した。なおこの省哥失里王は後に幽王亦憐眞を繼ぎ、洪武二十四年にコムルに兀納失里と共に見えて、明軍のために斬られた幽王ではないかという。

13  
そうして實錄の翌十四年五月乙酉朔の條には、「哈梅里回回阿老丁來朝貢馬。詔賜文綺、遣往畏吾兒之地、招諭番酋。」

とある。「畏吾兒之地」とはウイグリスタンのことであろう。

果して漢英の經略の翌年にコムルから回回人の阿老丁 ('Alai' ud-Din) が入貢し、明は彼をしてカラコジヨ、ルクチュン等のウイグリスタンの番酋を招撫せしめたのである。<sup>⑥</sup>とすれば漢英は苦峪(コムルまでの里程は約一千支里前後)までしか至っていないが、略々志願を達したと見られる。もし兀納失里が居たのであれば、必ず經略或は招撫の對象になった筈である。兀納失里がそこに居たと云う假定に立った明史が、「兀納失里懼、遣使納款」と、阿老丁は彼によって派遣されたように解釋したのも、同じ理由からであろう。要するに洪武十三、四年頃には兀納失里はコムルに據っていないかかったと見るのが妥當である。

さて問題となるのは、次の實錄洪武十七年十一月丙寅(初三日)の條の記事である。

江西布政使司參政吳昱言。納哈出竊據金山、恃強爲患。元嗣君帖古思帖木兒孱弱不能制。納哈出名雖元臣、其實跋扈。

然其麾下哈刺章、蠻子、阿納失里諸將各相猜忌、……(卷一六三)

和田博士は「帖古思帖木兒が脱古思帖木兒で、阿納失里が兀納失里なことに異論はあるまい」と述べられている。これについて和田博士は理由を示していない。恐らく阿納失里が脱古思帖木兒麾下の大酋として、納哈出・哈刺章・蠻子と並んで聞えた雄將であるならば、兀納失里以外には該當する人物はいないと見られたのであろう。<sup>⑦</sup>

實錄の洪武二十二年十二月甲子(三十日)の條に、

上以故元兀納失里大王居和林之西、因命來降太子八郎・鎮撫渾都帖木兒、往招諭之。

とあり、その諭文には次のようにある。

(前略)……群雄悉定、故元番將降附者接踵而至。凡兩遣兵、直抵漠北。時稱帝者脱古思帖木兒奔往也速迭兒之地、遂遇害。其餘土馬、爲知院捏怯來・國公老撒・丞相失烈門三人所有、今已悉來降附。朕處於美水草蕃畜牧之所、俾樂生安

業。朕今宰天下。遣使告諭兀納失里大王知之。如有所言、使還日、具以聞。朕有以處之。(卷一九八)

太祖の漠北經略に於ける大遠征と云えば、洪武五年に於ける徐達・李文忠・馮勝等の經略と洪武二十・二十一年に於ける馮勝・藍玉等のそれであるが、この論文は勿論第二回目の大遠征の後に發せられたもので、和田博士はその頃の形勢をよく道破しているのではないかといわれる。

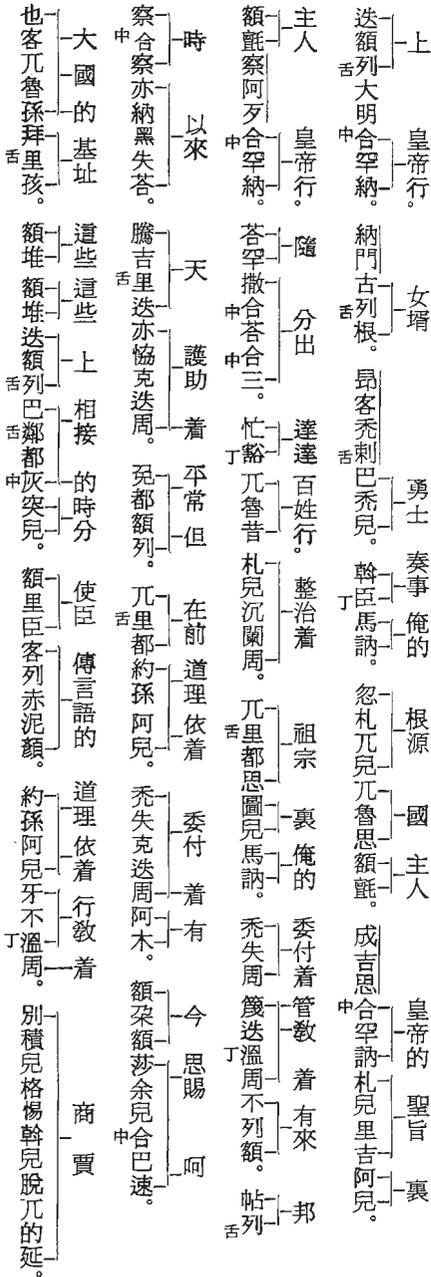
先ず遼東邊外の納哈出に對して、洪武二十年に大將軍馮勝等が大軍二十萬を率いて出征し、六月遂に大寧から進んで今の農安、扶餘方面(即ち金山)に降した。次に翌二十一年四月に大將軍を拜した藍玉等が十五萬の軍を率いて、時に和林(Khara Khorum)の根據を離れて、今の喀爾喀(Kalkha)河の流域地方に遊牧していた所の、元君脫古思帖木兒を、捕魚兒海、今の貝爾諾爾(Bur Naghur)方面で擊破した。この時脫古思帖木兒及び太子天保奴・知院捏怯來・丞相失烈門等は遁去したが、元君の次子地保奴は捕えられ、太尉蠻子は殺され、雄將哈刺章も同月に附近で敗れた。そして敗殘の脫古思帖木兒は和林方面に逃走する中途、土刺河畔に於いて逆臣也速迭兒に襲撃されて、太子天保奴と共に殺された。也速迭兒は世祖忽必烈の叛弟阿里不哥の後裔で、「此の時新興の西北蒙古の幹亦喇惕(瓦刺、Orad)と結んで、衰餘の元帝を斃し、以て自ら代らんとしたものである」という。國公老撒・知院捏怯來・丞相失烈門等は明に投降し、元室の東藩遺王阿札失里等も相前後して明に通じた。明は洪武二十二年四月から七月にかけて、捏怯來には全寧衛、阿札失里は泰寧衛、失烈門等は應昌衛を設けて安插しようとした。偶々この時也速迭兒の僉院安達納哈出の勢力が漸く東北に伸び、失烈門はこれに附し、捏怯來を殺掠し去ったという。

これと内容的には全く同じ論文が、洪武刻本華夷譯語の文例「勅禮部行移安答納哈出」と稱するものである。果して也速迭兒の僉院安達納哈出に發せられたか、その證據は實録に見えないが、故元の主勢力を潰滅せしめた明は、殘る安達納哈出を招撫しようとし、兀納失里大王を招撫し始めたのである。「故元兀納失里大王居和林之西」とあるから、明は必ず和林に本據を有した故元主の脫古思帖木兒との關連に於いて、これを殘る「大王」と認識したからに外なるまい。もしそ

の兀納失里がコムル或は沙瓜州方面に居たのであれば、明は經略、招撫を怠らなかつたであろう。またそのことが實録に見えてもよい筈である。そこで最後まで東北蒙古の元君に參じて滅んだ哈刺章、蠻子と並ぶ大酋として見える阿納失里が、兀納失里その人であるならば、彼は必ず和林方面に居たと考えなければならぬ。

以上の推察が當を得ているとあれば、この兀納失里の事蹟中からは、彼が威武西寧王であり肅王であつた證左は認められない。元時より明初洪武十三年まで爾王等の封領が沙瓜州方面であつたことは既に承認されたが、兀納失里が「哈梅里王」として見える以前に、コムルに彼等の封領があつた證據はなく、故元勢力が據つた形跡はない。もしまた兀納失里が肅王でありチャガタイ汗の支派の後裔であることを強調したいならば、やはり沙瓜州方面との結び付きを考えなくてはならない。

このように考える時、洪武刻本華夷譯語の文例「納門駙馬書」は有効な材料として用いることができよう。



路 道 教開通  
 抹兒帖兒格兀兒捏額溫堅。古納失里王<sub>中</sub>。地名 從行的 大國的 基址行。尋着 整治的 皇帝的 聖旨  
 知者 奏事俺的 龍年冬的 頭月的 八 初行。地名 有的時分 寫了  
 篋迭禿該。幹臣馬訥。祿眞兀不倫。赫乞撒刺因。乃蠻失你迭。合刺迭列不恢突兒必赤伯。<sub>中</sub>

實錄にこの文書を傍證する記事はないが、幸に紀年がある。龍年は戊辰洪武二十一年（一三八八）に外ならず、古納失里（Ku-na-shih-ri/Gumashiri）は兀納失里のこと、合迷里（Khamil）はもとよりコムルである。しかしこの文書は難解である。今ヘーニッシュ氏の復原した蒙古文に依って譯出すれば次のようである。

上なる大明皇帝に、ナムン・ギュレゲン、エンケトラ・バートル、我等の奏事：本國（の）主君（なる）チンギス皇帝の聖旨により、主君（なる）チャガタイ皇帝に隨い分與されたるモンゴル・ウルスを治めて、我等の祖宗に委ね管せしめたるなり。その時より以來、天に護られて平常はただものと道理に委ねられてあり。今恩賜あらば、エケ・ウルスの基址はそれだけそれだけに相互に近接する時（なる故？）、使臣・通報の者（は彼等）をして道理によつて行かしめ、商賈（は彼等）をして路道（を）開通せしめん。（それ故）兀納失里王を（して）コムルより行けるエケ・ウルスの基址を尋ね、（そこを）治めることを、皇帝の聖旨（もて）知らしめあれ。我等の奏事（は）龍年冬の頭月の初八（日）に、合刺迭列にある時に書き記したり。<sub>中</sub>

de'ere Dai-Ming hahan na. Namun guregen Engke-tura batur ocil manq. hujar ulus ejen Cinggis hahan no jarlig iar. ejen Ca'adai hahan na dahan sahhadahan. Manghol ulus i jarcimajju. uridus tur manq. tusju mede'ulju bule'e. tere cah aca inahsida tenggiri de ihkedeju. mendu ele uridu yosun ar tus'ikdeju amu. edo'e soyurhabasu. yeke ulus un bairihai. edui edui de'ere bariduhui tur. ejcin kelecjin iyen. yosun

ar yabuhju. bezirget orto'ud iyen. mor terge'ur ne'eulgen. Gunasiri ong yi Hamil iar yabuhui yeke ulus un barih'ai yi. erin jarimlaju yi. hahan no jarlih medetugai. ocil manq ju jil ubul un heki sara yin naiman šini de. Hala dele bukui tur bicibei. (E. Haensch 氏による)

兀納失里王の安堵を願い出た所の、上奏者、ナムン・ギユレゲン、エンケトラ・バートルは、チャガタイの曾孫チュンイに出自すると目される肅王兀納失里とは密接な關係にあつたのであろう。すなわち彼等は元朝より王位下を認められた幽王・肅王等の王家に密接な關係を有する駙馬(güregen 女婿)であり領侯(Batur/Bagatur 勇士)でなければならぬ。文書を記した場所、合刺迭列(Hala Dale)については寡聞にして他に例を知らない。しかしヘーニシュ氏は「不正確な綴字であると指摘したように、<sup>中</sup>「刺」の「舌」韻符號を脱落したものであれば、これは Hara Dale へ無い沙洲の意味で、沙州すなわち今の敦煌の地をいったのではなからうか。barih'ai (基址)をヘーニシュ氏は“Statsgewalt”と譯している。兀納失里王等(上奏者を含めて)、幽王・肅王等の元時に於ける封領が、沙瓜州等の河西方面であつたことはこれまで述べて通りである。

肅王兀納失里の主君脫古思帖木兒が明軍のために破られ、尋いで逆臣也速迭兒のために殺され、最後まで主君に付き随つた國公老撤、知院捏怯來、丞相失烈門等もその歸趨に迷つて滄浪として明に投じたことは先に述べたが、そのことは實錄の洪武二十一年冬十月丙午(初六日)の條に見える。この文書の記された冬の頭月即ち十月初八日と云えば、その二日後のことである。兀納失里が和林方面に居たとすれば、東北蒙古の形勢を知り、彼も亦歸趨に迷い、元時の封領である河西方面に赴くことを決意したのであろう。それにはコムル路を取るのが最も危険が少なかったに違いない。

思うにこの文書は、それに先だち兀納失里王とは密接な關係にあるナムン・ギユレゲン、エンケトラ・バートルが王の舊領安堵を願い出たものであろう。王の目ざした所がコムルではなくて、そこを經由する沙瓜州等の河西の地であつたことは疑いない。

その證據には、洪武二十三年に故元の肅王兀納失里はコムルより遣使通貢したことが見える（實錄五月乙未の條）が、同年九月戊申（十九日）の條には、

上以哈梅里王兀納失里與別部互相讐殺、遣使諭都督宋晟、訓練涼州甘肅等處兵馬、備之。（卷二〇四）

とある。和田博士は「哈梅里が争つた別部というのは、恐らく也速迭兒の屬下か何かで」あつたと推測された。推測の根據が何であつたか述べられていないが、「王は忽ち之を壓服して甘肅河西の邊外まで伸びたのであるう。」ことは領ける。洪武十七年に一度は明に來歸した國公抹台等も、二十四年正月戊申（二十日）の條には、「沙州王子阿魯哥失里等、遣國公抹台・阿巴赤・司徒苦兒蘭等、貢馬及璞玉。」（卷二〇七）とみえる。洪武十三年に明軍に甘肅邊外で捕えられた豳王亦憐眞の後嗣と思われる所の豳王省哥失里は兀納失里に依附したのである。

しかしながら一旦コムルに鎮成した肅王は、そのままそこを根據とするに至つた。實錄洪武二十四年二月戊午朔の條に、西域哈梅里王兀納失里遣使、請於延安・綏德・平涼・寧夏、以馬互市。陝西都指揮使司以聞。上曰、「夷狄黠而多詐、今求互市、安知其不規我中國乎。利其馬、而不虞其害、所喪必多。宜勿聽、自今至者、悉送京師。」（卷二〇七）とあり、その八月乙亥（二十一日）の條には、

命左軍都督僉事劉眞・宋晟、率兵征哈梅里。先是、西域回紇來朝貢者、多爲哈梅里王兀納失里所阻遏、有從他道來者、又遣人邀殺之、奪其貢物。上聞之、乃遣眞等往征之。……（卷二一一）

とみえる。兀納失里は使いを遣して、陝西北邊の延安・綏德、甘肅東部の平涼・寧夏に於いて馬の互市を要求したのに對し、明の太祖はこの提議を拒絶して、朝貢者の妨害を理由に、劉眞・宋晟等を派遣しコムルの王城を陥れたのであつた。それについては二様の異つた所傳があるが、それらは必ずしも矛盾しない。今は事件の經過を示すために實錄によれば、眞等由涼州、西出哈梅里之境、乘夜直抵城下、四面圍之。知院岳山夜縋城降。黎明兀納失里驅馬三百餘匹、突圍而出。我軍爭取其馬。兀納失里以家屬隨馬後遁去。眞等遂攻破其城。

とあり、明軍の劉眞、宋晟等は幽王等千四百人を斬り、王子別列怯の部屬千七百三十人、金印一、銀印一、馬六百三十四を捕獲したという。この時に後の忠順王脱脫は中國に囚われの身となった。邊政考（卷五）は紀年を誤っているが、「洪武二十五年。平羌將軍宋晟討哈密、擒其王子脱脫。」とみえ、脱脫を兀納失里の王子と理解している。

兀納失里は宋晟等の征略によって潰滅的打撃を蒙つたであろう。翌二十五年十二月辛未（二十五日）の條に遣使通貢したことが實録にみえ、これ以後成祖が招撫し始めた永樂元年（一四〇三）まで十年間ほどコムルのことはみえない。しかし恐らく哈密王家はこのままコムルに落着き、その間に兀納失里は没したのである。

洪武二十二年に和林的の西に居り、翌二十三年に始めてコムルの王としてみえる故元の肅王兀納失里は、十三・四年頃に甘肅邊外及びコムル方面に在った形跡はなく、十七年頃には必ず和林方面に居たのである。従つて元君脱古思帖木兒麾下の哈刺章、蠻子と並ぶ大酋として明に聞えた阿納失里（Anashiri）を、兀納失里（Uashiri）その人と見ることは妥當である。二十一年にナムン・キュレゲン等が明に上奏した頃、やはり彼は和林方面からコムル或は舊領の河西に赴く決意をしていたことも略々確實であろう。要するに兀納失里はコムルの王として始めて實録にみえる洪武二十三年五月乙未（初三日）からほど遠くない前に、和林方面よりコムルに到來して、明代哈密王家の始祖となつたのである。

### 三 明初の哈密王家をめぐる諸勢力の概観

洪武二十三年（一三九〇）に兀納失里が鎮成する以前、ここに居據した勢力で、いくらか評價できる形に於いて史料に表われるのは、實に約一世紀前のことである。元時に於けるこの方面は、云わば資料の空白地帯であるが、カイド・ドワの戦亂を経て、特に西方三王家と元朝との友好關係の成立（一三〇五）<sup>⑤</sup>以後、元史にコムルのことが全く見えないのは、大きな政治問題が起つていないからである。しかしカラコジョ方面（ウイグリストン）のことでは一、二元史にみえ、またそこへ東チャガタイ王家の勢力が伸びた形跡がある。河西の沙瓜州方面が幽王出伯の後裔達の封領であつたことは前

述した<sup>④</sup>。その間すなわち元朝と所謂チャガタイ・ウルスの境界線に位したコムルには、恐らく注目すべき勢力は據つていなかったとみられよう。

しかしながらこの地はチャガタイ・ウルスと元朝を結ぶ交通の幹線上にあり、しかも一三〇五年以後、元朝とチャガタイ家等の西方三王家との交渉が頻繁に行われた事實からすれば、交通路の要衝であつたことは疑いない。

ウイグル族が全面的に後退し、モンゴル・ウルスの結集をみ、更にイスラム化が促進された時期である。トルキスタンは所謂回回、すなわちイスラム教徒の名の下に一つにまとまつた商人が、より廣範圍の商業活動を手中に収めた時期でもある。

河西の主要都市に於いてイスラム教徒の存在が、既にポーロの時代（十三世紀後半）に、認められたことはいうまでもないが、彼等はそのイスラム勢力を次第に増強して行つたであろう。例えば徐松の西域水道記（卷五）に載せられている元至正八年（一三四八）の莫高窟の造象記中に見える「速來蠻（Sulaiman）西寧王（元史卷一〇八諸王表、西寧王、天曆三年（一三三〇）封）、太子養阿沙（元史牙罕沙、牙安沙 Jahan(?) Shah)、速丹沙（Sultan Shah）」或は「哈只（Haji）」等がイスラム教徒的名稱であることは、彼等が實際に信者でなかつたにしても、イスラム勢力の浸透を物語るものでなければならぬ。明の太祖が元時より僑居するサマルカンド出身のイスラム教徒の處置に苦心したことは、實錄にみえる所である<sup>⑤</sup>。

ただポーロがイスラム教徒の存在を認めなかつたコムルについては別問題である。イスラム教徒商人にとってキャラバンの重要な宿營地ではあつても、彼等が僑居するに値するだけの土地であつたかどうかは疑わしいからである。

さてこのような哈密王家の成立以前に於けるコムルの状態を見透して、明初（洪武・永樂）に於ける情勢の考察に移ることにしよう。

元史卷一八、成宗本紀、至元三十一年（一二九四）五月乙亥（二十六日）の條には、  
賜亦都護金五百五十兩・銀七千五百兩、合迷里的斤帖林金五十兩・銀四百五十兩。

とあり、これは元典章の、「薛禪皇帝（世祖）時分、及完者禿皇帝（成宗）時分、曲律皇帝（武宗）時分、亦都護爲頭畏吾兒每、的劬迭林爲頭哈迷里每……」（皇慶二年（一三三三）三月の聖旨）と對應し、的斤帖林（的劬迭林 tagin tieh-in）は恐らくウイグル・イディクト（亦都護）の（賜金の高に相應するほどの）一支族と考えられている。その配下のコムル人ら（哈迷里每）が問題であるが、具體的な考察は實に明代の中期まで下らなければならない。

明の兵部尚書馬文升は弘治四年（一四九一）の形勢について、

哈密國、回回、畏兀兒、哈喇灰三種。番夷同居一城、種類不貴、彼此頡頏。北山一帶、又有小列禿、野也克力數種。

といひ、實錄弘治七年十月甲申（二十九日）の條には、

初哈密寄住夷人、有三種。一曰回回、二曰委兀兒、三曰哈喇灰。（孝宗實錄卷九三）

とみえる。セ克力（野セ克力=Wild Mekrin）は唐代以來北山今の Karik Tagh, Turkul の方面に住牧するトルコ系部族といわれる。實錄成化二十年正月己亥（十一日）の條には、「哈密部落野セ克力」とあるが、他失把力哈孫（Tash-Balghasan < Tash Balig>）今の Tash Bulak 方面から亦集乃（Ejineq）、禽山等甘肅境外にまで分住していた。小列禿（Sairatu < ? Sairatu > 勇士）は實錄弘治十年十一月庚子（初三日）の條に「小列禿、野也克力、環居左右。」とあり、やはり北山方面に住牧した。哈喇灰（哈喇灰 Qara Qut）< 黑羊 > については弘治四年十一月壬辰（二十日）の條に遣使通貢の記事がある。これが實錄に於ける初見のようで、その丙申（二十四日）の條には、「迤西哈喇灰及他失卜刺哈孫等地面頭目、原屬哈密。」とある。他失卜刺哈孫（Tash Balghasan）は今述べたセ克力部の分住した所であるが、哈喇灰は小列禿と共に瓦刺系の部族であること以外に、兩者ともさし當つて詳しいことは知らない。

次に畏兀兒（委兀兒 Uighur）族である。哈密王家が斷絶して（天順三・四年（一四五九〜六〇））後、明がコムルを

總管せしめたのは、畏兀兒族の把塔木兒、罕慎父子である。實錄には成化三年四月丁酉（初三日）の條に、

命哈密故忠順王脫歡帖木兒外孫都督同知把答木兒、爲右都督、攝行國王事。賜印并金織衣一襲。（憲宗實錄卷四一）

とあり、成化八年（一四七二）に子の罕慎がこれを繼ぎ、弘治元年二月丁未（十三日）の條には、「封哈密衛都督罕慎、爲忠順王。」（孝宗實錄卷一一）と見える。この時罕慎は東チャガタイ家の阿黑麻（Alimad）王に殺害されたため、實際

には封じられなかったが、蓋しコムルに於ける有力部族の首長であつたと思われる。哈密衛は彼の弟奄克字刺が掌管し、再興の忠順王陝巴・拜牙即を擁戴した。そうして哈密忠順王家が滅亡する（正徳八年・一五一三）前後に肅州に逃居したが、なお哈密衛を稱している。實錄嘉靖二年（一五二三）九月癸巳（二十六日）の條、陳九疇等の奏に、「哈密衛所襲都督把的孛刺故、乞將親弟訖吉字刺、起送襲職。」（世宗實錄三二）と見え、嚴從簡によれば、「奄克（字刺）故、長子襲、亦故、弟訖吉字刺襲。」（殊域周咨錄卷一二）とある。訖吉字刺のことは、嘉靖二十四年九月戊子（二十八日）の條にも、

「哈密衛左都督」としてみえ、邊政考（卷九）、肅州番の條に、「畏兀兒都督訖吉字刺」とあり、祁韻士の皇明蕃部要略（卷一五）、順治四年の條、甘肅巡撫張尙の奏に、「哈密衛輝和爾都督□□□等、明末入貢、……」とあるのもそのウイグル（輝和爾）部のことであろう。この種族が農耕牧畜を生業としたことは諸種の記事より推察できるが、佛教徒的であつたことも疑いない。元時のウイグル・イディクトの一支派と考えられる、的斤帖林（Tegin Tielin）の後裔であると断定することはできないけれども、同じトルコ系の七克力部と共に、ポーロが皆偶像教徒とみた所の、所謂コムル人（哈密里每）を構成する有力部族であつたことに異論はないであろう。

回回すなわちイスラム教徒であるが、陳誠はコムルについて、「蒙古・回回、雜處於此、衣服禮俗、各有不同。」（西域番國志—永樂十二年頃のこと）と述べる。シャー・ルクの使節によれば、イスラム教徒の頭目 Emir Fakhr ud-Din は Kamul（哈密城）に住居を構えて、佛教寺院の近くにモスクを建立したと云う。彼は實錄永樂十七年三月己酉（初五日）の條に見える、「哈密所部頭目法虎兒丁」である。「蒙古」と稱する種族は、哈密王家と、その部下すなわち實錄永樂八

年十一月壬午(二十日)の條に見える、哈刺哈納・買住・那那等の所謂韃靼部屬を指すのであろう。買住は永樂三年十月に沙州衛を以つて安插され、指揮使となつたが、實錄同年十二月癸酉(十一日)の條に、「哈密歸附頭目買住・察罕不花等二百七十八戸、居苦峪里、告飢。」(卷三九)と見え、永樂六年二月戊子(初九日)の條に、哈密王家の使臣として「都指揮同知買住」とある。この時共に入朝した頭目哈刺哈納、火魯忽赤は各々都指揮同知、指揮使となつたが、前者は忠順王脱脫の使臣として、永樂七年二月に再度入貢した。那那も忠順王の頭目として永樂五年十二月に入貢した。彼等が韃靼部を率いる者であることは、買住の部下赤納が忠順王の祖母速哥失里の使臣として入朝し、「韃靼赤納」とみえる所からわかる。

さて洪武十四年にコムルから回回人の阿老丁(‘Alā’ ud-Dīn)が明に入貢したことは述べたが、哈密王家の始祖兀納失里が最初に遣使通貢した記事、實錄洪武二十三年五月乙未(初三日)の條にも、

哈梅里王兀納失里遣長史阿思蘭沙・馬黑木沙來貢馬。(太祖實錄卷二〇二)

とあり、阿思蘭沙(Arslan Shah)・馬黑木沙(Mahmūd Shah)がイスラム教徒的名稱で、しかも恐らく肅王府の「長史」とあるのが注目される。洪武二十年に明軍は、捕魚兒海に脱古思帖木兒を破つた際に數百人のサマルカンド商人を收容したが、元時威武西寧王、肅王として河西方面に封領を有した兀納失里は、恐らく和林方面に居てもそのようなサマルカンド出身のイスラム教徒を擁していたであろう。二十一年にナムン・キュレゲン等は先ず通商を願ひ、兀納失里王の舊領安堵を奏請したが、二十三年にコムルに至つた兀納失里が翌年初に延安・綏徳・平涼・寧夏に於いて馬の互市を求めたことも、イスラム教徒商人の商業活動を念頭に置けば、容易に理解できよう。二十五年に哈密王が遣したのも、回回人の哈只阿里(Hajī, ‘Alī)等であつた。それから隠忍十年成祖の招撫に應じて當時の哈密王、兀納失里の弟の安克帖木兒が派遣した使臣、馬哈木沙渾都思(Mahmūd Shāh hun-tu-ssu)等もすなわちイスラム教徒であつたであろう。

哈密王家は洪武二十四年秋明軍のために潰滅的打撃を蒙つたにもかかわらず、恐らくサマルカンド方面出身の、主として商業活動に従事するイスラム教徒を擁してコムルの要衝を掌握し、成祖の懷柔策に乗じて舊部の韃靼人等を支配下に置

き、土着勢力であるトルコ系のセ克力、畏兀兒等も順次勢力下に入れて名實共に明代の哈密王家として發展したのである。

このような哈密衛の重要な機能は、馬匹の對明貿易の中繼であった。實錄永樂五年六月戊子（初六日）の條に、  
近回沈安名帖木兒等來言。鬼力赤數人至哈密市馬。（卷五〇）

とあり、同年十一月丙子（二十六日）の條に、

前命西寧侯宋晟、遣都指揮使領騎士一千、同買馬回回、由甘肅取道、出哈密之北、覘虜動靜。（卷五四）

とみえ、翌六年正月甲子（初五日）の條には、

勅總兵官都督何福、遣人往哈密等處買馬、以覘本雅失里動靜。（卷五五）

とある。中國に於いて馬匹を市したイスラム教徒商人はコムル方面で遊牧民から馬を買ったのであり、陳誠が「凡經此處、必有求馬。」（西域番國志）と云ったのは、そのような事實を見逃さなかつたのであろう。さてこそこうしたコムルの利藪を忽せにしなかつたのは、先づ迤北可汗の鬼力赤であつた。

(二) 迤北可汗鬼力赤との關係

鬼力赤と王家との關係は、「迤北可汗鬼力赤毒死之（『忠順王安克帖木兒』（哈密衛傳）と見えることである。これは安克帖木兒が忠順王に封ぜられた永樂二年六月以後、脫脫が襲位した翌年三月までの間に起つたことである。鬼力赤が忠順王を毒殺したのは、恐らく安克帖木兒が明に内附したからで、實錄永樂三年正月乙巳（初八日）、韃靼部阿魯台的屬下の掃胡兒が來歸して傳えた條に、「鬼力赤聞、兀良哈・哈密內屬朝廷、遂相猜防、數遣人、南來窺伺。」（卷三三）とある。

鬼力赤のことは、實錄では永樂元年二月己未（十二日）、成祖がこれを詔諭した條に初めてみえるが、談遷によれば建文三年十一月乙酉朔に、「迤北可汗坤帖木兒死、鬼力赤爲可汗」（國權卷一一）とある。實は彼は、故元の遺裔ではなく、甘肅寧夏の邊外程遠くない所に根據を有した、瓦剌部の西首と考えられている。そうであるとしても王家との關係は必ずしも明瞭

でない。しかし、「鬼力赤數遣人至哈密、市馬。」(實錄永樂五年六月戊子の條)とか、「阿克帖木兒妻子、往依鬼力赤。」(實錄永樂五年七月壬子朔の條)と見えることから、一應親密な交渉のあったことを豫想しなくてはならない。このようなことは成祖がコムル經營を始めてから、記録に残された事實である。しかし彼が實錄洪武二十三年正月辛卯(二十七日)太祖が脱古思帖木兒の遺臣を招撫した條にみえる、故元の平章貴力赤の後身であるならば、彼は永樂以前から王家と關係を有し、蒙古の霸權を一時掌握した背景には、コムルの經濟を忽せにしなかつたことが擧げられてもよいであろう。

### (三) 東チャガタイ王家との關係

ビシュバリク(別失八里、Bish Balik)方面に據つた、東チャガタイ家と王家との關係も明らかでない。ただ阿克帖木兒の毒殺事件を報ずる永樂三年四月庚辰(十五日)の條に、「沙迷查干率兵、討鬼力赤之罪。上聞而嘉之。」とあり、これに關連する事實と思われるのが、同年二月庚寅(二十四日)の條、回回人の倒兀(tao-wu)〈Duwa〉の言<sup>27</sup>。

撤馬兒罕回回與別失八里沙迷查干王假道、率兵東向。(卷三三)

とみえる。沙迷查干王とは、タリキ・ラシイディにみえる東チャガタイ王家の Sham'i Jahān であるが、それには何ら詳しい記述はない。しかし彼の父 Khizir Khwajah のことは相當詳しい記事があつて、トゥルファン、カラコジョに王自ら遠征したといっている。Khizir Khwajah は實錄の別失八里王黑的兒火者であるが、これは通貢(洪武二十四年)或は詔諭(洪武三十年)の記事で、永樂に入れば子の沙迷查干 (Sham'i Jahān) の通貢に代り、詳しいことはわからない。タリキ・ラシイディが Khizir Khwajah に歸したトゥルファン遠征は實は Sham'i Jahān の事蹟であつたとも考えられるが、明らかでない。いずれにしても東チャガタイ王家にとって哈密王家は同祖の藩王的存在であつたと共に、コムルの經濟にも強く關心を持っていたと思われる。

### (四) 明朝との關係

故元の主君脱古思帖木兒麾下の大王として、明に聞えた兀納失里は、洪武二十三年にコムルに至り、沙瓜州方面の故元

勢力を配下に収めると共に、イスラム教徒商人等を擁して明邊に通商を求め、一方西域の朝貢者を妨害して勢威を示した。これに對し太祖が通商を拒絶して、洪武二十四年秋に不意にコムルを夜襲した。蓋し明にとって當然の舉であつたであらう。この時哈密王兀納失里の子脫脫は明軍に捕獲された。

明に於いては太祖崩じ尋いで建文の内亂となつて、暫く邊境の經略は杜絶した。成祖は即位して、長年甘肅方面を鎮守してゐた老臣宋晟が入朝し、コムル方面の形勢が明瞭となると、コムル經營を畫策した。先ず脫脫を拔擢して宿衛で養ひ、哈密王の安克帖木兒を招撫し始めた。永樂二年六月に安克帖木兒を忠順王に封じたことが意外に功を奏して、翌三年三月には傀儡王脫脫をコムルに送つて忠順王を繼がせた。脫脫は愚鈍でコムル人の衆望を擔う人物ではなかつたが、明朝は赤斤蒙古千戸所（永樂二年設立、八年衛に陞格）、沙州衛（永樂三年設立）に次いで哈密衛（永樂四年設立）を創置し、特に哈密王家を優遇したのである。

成祖のコムル經營の意圖がどの邊にあつたか。確かにコムルは「西域諸國からの、所謂朝貢貿易の關門とすると共に、邊外諸國の情勢を把握するための耳目」とするに相應しい地理的要衝にあつた。しかしこのことは成祖の馬の輸入政策と密接な關係に於いて理解されなければならない。實錄洪武三十五年九月壬辰（十二月）の條には、

陝西行都司奏。回回可古思於寧夏市馬、請官市之、以資邊用。上從之。……軍民私市者禁之。（卷一二下）

とあるが、永樂元年四月壬戌（十六日）の條には、

西北諸夷各遣人朝賀、貢馬及方物。上以其遠至、且舊所定馬直薄、命禮部、第馬之高下、增給之。（卷一八）

とあり、同年十月哈密王の使臣馬哈木沙渾都思（Mahmud Shah hun-tu-su）等が入朝して來た時には、成祖は甘肅總兵官の宋晟に勅諭して、

蓋厚往薄來柔遠之道。凡進貢回回有馬欲賣者、聽于陝西從便交易。須約束軍民、勿侵擾之。（卷二三）

と述べている。この時馬哈木沙渾都思等は百九十四の馬を進貢し、四千七百四十四を市易している。その後もコムル方面

から馬の輸入をはかったのは事實で、「馬政重事、其加意精思。」(永樂六年三月壬戌(十三日)の條)とも勅諭している。そのために一方に於いて蒙古の驍韃可汗鬼力赤と密に交渉を持ち、またトルキスタンのチャガタイ諸國に連なる最前線のその一支派として、馬の對明中繼貿易を掌握する哈密王家を懷柔する必要があると思われる。王家を優遇すれば、それによって一段と馬の輸入は促進されると共に、それが羈縻策ともなつて、成祖はコムルを明の藩籬とすることに成功したのである。そうして太祖が果し得なかつたサマルカンド、ヘラート方面との國交が開けると、コムルは西域の襟喉として朝貢貿易の重要な關門となつたであらう。ヘラートのシャー・ルクの使節は忠義王免力帖木兒のことを、「Mangli Temür mā'iri」と稱してゐる。⑥(マングリ)「mā'iri」(A Purveyor, Commissary)といわれたか明らかでないにしても、哈密王のコムルに於ける立場の一端を示すものでなければならぬ。仁宗・宣宗も亦成祖の遺徳を繼いで哈密王家を優遇した。しかしながら、成祖崩じて明の對外政策は大きく變りつつあつた。先づ仁宗が即位すると、實錄永樂二十二年八月丁巳(十五日)、維新の事宜を宣布した條に、

一、往迤西撒馬兒罕・失刺思等處買馬等項、及哈密取馬者、悉皆停止。將去給賜段匹磁器等件。就於所在官司入庫、馬駝驛匹、係官給者、仍交還官。係軍民買辦者、給還原買之人。原差去内外官員、俱限十日內起程赴京、不許託故稽留。(洪熙實錄卷一上)

とみえる。すなわちコムル方面からの馬の輸入を停止したことである。宣宗にあつても特にコムル方面より馬匹を輸入する理由はなかつた。このために馬の對明貿易中繼基地というコムルの立場は大きく轉換し始めた。明朝との関係も別な展開をするので今はこれまでにとどめる。

## 結 語

以上私は明初洪武・永樂期に於ける哈密王家について考察し、成祖のコムル經營に言及した。特に、哈密王家の始祖兀

納失里は洪武二十三年(一三九〇)初に和林方面よりコムルに至り、明代哈密王家の起原をなしたという考察を行なった。しかし「納門駙馬書」によれば、彼がチャガタイ家の支派で、元時河西方面に封領を有したらしいことも理解できよう。このことはペリオ、松村氏が哈密王家をチャガタイ汗の曾孫チュベイに出自するとみたことを傍證するものである。要するに明代哈密王家はその起原に於いて、チャガタイ家の一支派であると共に、故元の有力な殘存勢力であり、しかも甘肅河西方面とは密接な關係を有した。コムルと云う地理的條件と相俟って、中國・蒙古・西域を結ぶ要素を備えていたのである。政治的、經濟的、文化的な諸關係は更に詳しく考察すべき課題である。

永樂・洪熙期に於ける明朝・コムルの交渉表

西曆	年號	月日	明朝より	皇明實錄
一四〇三	永樂	元十一月甲午	哈密阿克帖木兒遣使來朝表請賜爵。朝。貢馬百九十四。其市易馬四千七百四十四匹。	太宗實錄卷二四
〃	〃	〃閏十一月壬戌	阿克帖木兒遣使來朝表請賜爵。	〃
一四〇四	〃	〃二月甲午	哈密忠順王安克帖木兒遣兀魯思等貢馬謝恩。	〃卷二九
〃	〃	〃十一月己亥朔	哈密頭目遣使奏忠順王安克帖木兒卒。	〃卷三二
一四〇五	〃	〃三月己亥	哈密頭目遣使奏忠順王安克帖木兒卒。	〃卷三四
〃	〃	〃九月辛酉	哈密忠順王脫脫遣頭目進馬謝恩。	〃卷三七
一四〇六	〃	〃四月辛酉	哈密忠順王脫脫遣頭目進馬謝恩。	〃卷四〇
〃	〃	〃三月丁巳	設哈密衛、給印章。	〃卷四一
〃	〃	〃四月乙丑	賜哈密忠順王長史周安鈔九十錠、紀善劉行衛經歷辜思誠鈔八十錠各綵幣一表裏衣一襲。	〃卷四二
〃	〃	〃四月丁亥	賜哈密忠順王脫脫使臣宴。	〃







一四二四	〃二十二	正月丁亥	哈密回回千戶格牙思撒馬兒罕回回送力迷貢羊馬。	各賜鈔幣。	〃	卷 一 二 八
〃	〃	正月丁酉	哈密忠義王免力帖木兒遣使兀馬兒火者等九人貢馬。(正月甲辰)辭還。	賜鈔六萬一百五錠綵幣七十表裏絹千一十三匹。	〃	〃
〃	〃	二月癸丑	哈密回回失阿蛮等貢羊馬。	賜之鈔幣。	〃	〃
〃	〃	三月己丑	哈密忠義王免力帖木兒遣使打刺罕馬黑麻迭力迷失兒等百六十人貢馬及方物。	優賜賚之。	〃	〃
〃	〃	三月己亥	哈密回回苦刺虎力敏答等來朝貢羊馬等物。	賜襲衣及鈔幣表裏有差。	〃	〃
〃	〃	八月戊辰	哈密衛指揮秃兒迷失等貢馬。	賜鈔幣有差。	〃	洪熙實錄卷 一 下
〃	〃	九月戊寅	哈密回回者刺力丁等貢方物。	賜襲衣鈔幣表裏遣還。	〃	卷 二 上
〃	〃	九月甲申	哈密回回舍人阿力等貢方物。	賜之鈔幣。	〃	卷 二 中
〃	〃	十月己未	哈密等處回回捨黑馬黑麻等貢馬及方物	賜鈔幣有差。	〃	卷 三 下
〃	〃	十一月癸酉	哈密近遣人進硫黃、從前不聞哈密產此物。	遣中官魯安等、以即位詔諭哈密忠義王免力帖木兒、并賜之綵幣表裏。	〃	卷 四 上
一四二五	洪熙元	二月壬寅	哈密忠義王免力帖木兒遣打刺罕馬哈木沙等奏事。	賜衣服鈔幣表裏有差。	〃	卷 七 上
〃	〃	二月乙巳	哈密忠義王免力帖木兒遣人貢馬。	賜鈔幣表裏。	〃	卷 七 下

註

- ① 松田壽男・伊吾屯田考(和田博士古稀記念東洋史論叢)八七一―八八二頁。
- ② ベリオ氏はコムルと云う地名について、次のような音韻變化を想定し、哈密(Hami)はウイグル・トルコ語 Qamıl に對應すると述べている。私は哈密(Hami)が直接には

(ウイグル・トルコ語)  
 Qamıl > Qanul > Qomul (コマル)  
 …… 哈密 (Hami)

蒙古語 Khamıl から来たものと思う。ソングト文書によれば Kameıl と讀め、ウイグル文書には QAML とあり、前者は一世紀か二世紀末の文書と云われ (P. Pelliot)。

後者は唐末に屬する文書で、QAML から Qamli 又は Qamul の地名が想定されると云う(羽田亨)。明代華夷譯語では高昌館の條に Qamul、轉輜館の條に Khamil、回回館の條に QAML とある(東洋文庫所藏本、來文の項)。なお Hirth 舊藏本、回回譯語(補遺)、地理門の條に「哈密、噶木勒、QAML」と見えるから、QAML は Qamul と讀める。蒙古語形に於いては、蒙古源流に Chanil と見え(L. J. Schmidt)、明初の洪武刻本華夷譯語に「合迷里」(Khamil)とあり、トルコ・ペロの間にた名は、Camul (Camuy, canuil, channil, chamul, famul) び、一三四一年(元至正元)頃に滞在したペリョリは Kamul とは「ヤンシヤ資料」Gardezi の記録(一〇五〇~五二)「Nuzhat al-Qulub」の記事(一三四〇)には、QMWL 即ち Qamul とみえることとされる(P. Pelliot)。

さてドイツ文書に見えた所の、QAML が Qamli に近い發音であったか、Qamul に近かったか知ることはできないが、恐らく元代には既に實際には Qamul に近い發音であったと考えられよう。そこで元史等に見える、合木里(Ha-mu-li、卷一五、至元二十六年二月の條)、甘木里(Kan-mu-li、卷一六、至元二十七年正月の條)、噶木魯(Kan-mu-lu、卷二〇二、入思巴傳附載、必蘭納謙里傳)、柯模里(K'o-mu-li、經世大典西北地附錄圖)等は Qamul に對應するであろうが、合迷里(Ho-mi-li、卷一四、至元二十三年十月、卷二一、大德七年二月、卷二一、大德八年

四月)、合迷裏(Ho-mi-li、卷一五、至元二十五年十月)、哈密力(Ha-mi-li、卷一二二、也而求阿而感的斤傳)、渴密里(K'o-mi-li、卷一三三、脫力世官傳)は或は Qamli に對應するものがあつたとしても、合迷里は三ヶ所に見え、元典章の哈密里、明初の合迷里に通ずるものであるから、Khamil と云う蒙古語形が成立する過程を示すものではないならぬ。要するに明初(永樂の初)に哈密と云う地名が、明朝の史官によつて採用された時に、既にウイグル・トルコ語では Qamul、蒙古語では Khamil と云う區別が嚴然としてあつたとみられるのである。明太祖實錄にみえる、哈梅里(Ha-mei (muai)-li) が Qamul に由來するか Khamil に由るか、差當つて知りようがないが、實錄の初見は洪武十三年でその頃トルムルに據つた主勢力は、モンゴル族ではなくて、ウイグル・トルコ系の住民であつたことは、本論で考察する。

(參考文獻)

- P. Pelliot: Notes on Marco Polo I, p. 153 羽田亨: 吐魯番出土回鶻文摩尼教徒祈願文の斷簡(羽田博士史學論文集下卷三二五~三四七頁)(Breuschneider: Mediaeval Researches, II, p. 20 Mediaeval Geography and History p. 110 Hirth 舊藏華夷譯語については、北海道大學本田實信先生から御教授を頂いた。
- 松村潤: 明代哈密王家の起原(東洋學報第三九卷第四號三二~四七頁)。

③

- ④ P. Pelliot : Le Hoja et le Sayyid Husain de l'histoire des Ming. note 103. (T'oung Pao. vol 38. pp. 134~136)
- ⑤ 佐口透 : 河西におけるモンゴル封建王侯 (和田博士選曆記念東洋史論叢二六六頁)。
- ⑥ 成祖が行なつたところの、東面に於ける兀良哈三衛の羅摩、南面より北進した蒙古経略については、和田清「明初の蒙古経略。兀良哈三衛の本據について。兀良哈三衛に関する研究上、下」。(東亜史研究蒙古篇)を参照する。
- ⑦ 明代滿蒙史料、蒙古一、二六三頁。
- ⑧ 實錄永樂五年七月王子朔の條に、「安克帖木兒妻子往依鬼力赤」とあり、永樂九年に忠義王に封ぜられた所の、免力帖木兒は安克帖木兒の子と考えられる。
- ⑨ 太宗實錄卷四七、永樂四年十一月丁卯の條。
- ⑩ 實錄永樂八年八月乙卯の條に、「寧遠侯何福懼罪自殺。命追削爵。初上以福善人、委以心腹、命鎮西陲。福雖有才學、寵祿既極、氣志日驕、及從征沙漠、數違節度。羣臣有言其罪者。上曲意容之。福快有怨言。至是、都察院殿奏之、福懼自經死。」(卷七一)とみえる。該還は、「史言、何寧遠寵祿既極。從征沙漠、數違節度、而不指其實。」(國權卷一五)と疑問を投げかけている。因に何福が寧遠侯(祿千二百石)に封ぜられたのは永樂七年九月庚午朔のこと、その甲申(十五日)の條に、「敕甘肅總兵官寧遠侯何福線萬人從征。」(國權卷一四)とある。
- ⑪ 交渉表參照。
- ⑫ Ambassade de Scharok Fifs de Tamerlan et d'autres

- Princes ses voisins a L'Empereur du Khatai (M. M. Thevenot : Relations de divers Voyages Curieux. Tome II.)
- Quatrième (Notices et Extraits) の譯したものを參照せよなかつたので、今 M. M. Thevenot のものを譯して、ハリオ氏の note (T'oung Pao Vol 38. p. 136) を參照した。
- ⑬ ハリオ氏は既に哈密王の世系表を提示して、(T'oung Pao. Vol 38. p. 198 Appendice I. Tableau généalogique des princes de Qomul)。變更した所を示すと、次のようである。ハリオ氏が明史の「鬼(兀)力帖木兒」を免力帖木兒 (Mien-li-tim-erh) と訂正したのは正しい。しかし明史の「故忠義王(≡免力帖木兒)弟脫帖木兒」と云う記事は従い難い。實錄には(≡)洪熙元年閏七月甲子の條に「忠義王免力帖木兒、并王子土干帖木兒等」とあり、(≡)宣德二年十月丙子の條に「忠義王弟脫帖木兒」とみえ、(≡)三年正月庚寅の條に「故忠義王免力帖木兒之子脫帖木兒、嗣爲忠義王。」とある。明史の編者は(≡)の土干帖木兒(T'u-kan Tamur)を脫帖木兒(T'o-huan Tamur)とは別人と考えて(≡)を採つたのであろうが、これは同一人と考えるべきであらう。従つて(≡)を正しいと見るのが妥當と思われる。またその子の「脫帖木兒」は實錄には別に「脫帖木兒」ともある(宣德元年五月辛未の條に「哈密忠義王子脫帖木兒」とあり、正統二年十一月甲午の條に「封哈密脫帖木兒爲忠義王」とみえる)。なお明人所

傳の字羅帖木兒 (\*Boro Tamur) が實録のト列革 (別に「字羅哥」, 「字羅革」とも見える) の誤傳で、ペリオ氏が脱脫に出自を求めた再興の王家の忠順王陝巴は、闊列堅 (Kurgan) 太子に出自する安定王家の出身であろう。今その詳細は省略する。

- ⑭ 遊政考 (國立北平圖書館善本叢書第一集) 卷五、西域、  
「洪武二十五年、平羌將軍宋晟討哈密、擒其王子脫脫。」とあり、皇明通紀卷五、辛未洪武二十四年八月、「命都督宋晟、劉眞、統兵征哈密。」とみえる。

- ⑮ 松村潤・前掲書三四頁。

- ⑯ 嚴從簡・殊域圖咨錄卷一二、茅瑞徵・皇明象胥錄卷六、徐學聚・國朝典彙卷一七二、兵部三八。尙松村潤・明史西域傳于闐考 (東洋學報第三七卷第四號七八) 一〇三頁参照。

- ⑰ 和田清・明初の蒙古經略、都督樸英の河西經略 (前掲書三六―三九頁)。尙英宗實錄卷九五、正統七年八月丙午の條に、「沙州境內苦峪舊城」とある。苦峪城は嘉峪關から四百二十支里といわれ (大清一統志卷二二三、安西府古蹟)、哈密は一千六百支里と述べられ (明史哈密衛傳) 或は肅州から一千五百支里とも云う (鄭曉)。差當つて苦峪、哈密間の正確な里程は明らかでないが、一千支里前後と見て大差ないであろう。苦峪城については徐松の記述がある (西域水道記卷三)。

- ⑱ 「畏吾兒」については元史成宗本紀卷二一、大德八年四月丙戌の條に、「畏吾兒、合迷里」とある。これは元典章、刑部卷一五、「畏吾兒等公事約會」に、「畏吾兒每」「哈迷

里每」とみえるものに對應するものであり、その語義は明代中期にコムルの一種族としてみえる「畏兀兒」或は「委兀兒」とは區別されなければならない。すなわち清の吳廣成の西夏書事卷三六、紹興二十三年夏五月の條に、「畏吾兒居伊州 (コムル) 外」といい、マルコ・ポーロがコムルを Tangut (河西) に入れ、ウイグルスタン (Unguristan) をカラコジョ (Carchago) 方面に限つたように、「畏吾兒之地」とは、カラコジョ・ルクチン等を指す所の、コムルを含まない、狹義のウイグルスタンを指した言葉と見える。(安部健夫・西ウイグル國史の研究二二八、五一二頁、Moule & Pelliot: Marco Polo I, p. 154 参照)

- ⑳ 和田博士が「脱古思帖木兒の統治は東は滿州から西は中亞に至るまで」とみられたのは、阿納失里を哈密王兀納失里と解釋され、明史哈密衛傳の記事には批判を加えておられないから、阿納失里は當時コムルに據つていたと考えられたのであろう。和田清・前掲書、二五、四〇、九六頁。

- ㉑ 和田清・前掲書三三―二九、一八一―一八四頁。  
イタリアの宣教師マリヨリ (Marignoli) (一三三四年 (元至正元) 頃コムルに滞在したという) は、「タタール (Tatars) とその他の種族」と述べているが、このタタールがいかなる勢力か知りようがない。C. H. Yule: Cathay and The Way Thither. Vol II, pp. 389, 390  
米國議會圖書館イタロロ No 2691、火源潔譯、明洪武間刻本華夷譯語 (殘存一卷)。涵芬樓秘笈第四集所收。E. Heinsch: Sino-Mongolisch Dokumente vom Ende

des 14. Jahrhunderts. (1952) 等参照。この華夷譯語はさうまでもなく、洪武十五年に勅を奉じて翰林侍講火源潔、同編修馬沙亦黑等が編纂、二十二年に刊行されたものである。語彙といくつかの文例から成り、先に觸れた「勅禮部行移安吾納哈出」と「納門駙馬書」はその文例である。その他の文例についても洪武二十一・二二年に比定されるものが多く、事實に即してゐる。

- ②4 例えば哈喇和卓 (Khara Khojo) は高昌のこと、ウィグル文書には “Qo‘o” と見えよめる (Dr. Cafereǰlu Ahmet: Uyğur sözlüǰü p. 140 (Qo‘o) (Usp. p. 280), 中央アジア古代語文獻 (西域文化研究第四) 二〇三頁、(qo‘u böz) へ高昌綿布) 等)。抑々哈喇火州 (元史) ‘Cara choǰo (Marco Polo) 等の如く Khara Khojo とさう地名は元代より見え始めるもので、これは “Qo‘o” (へ高昌) に “Qara” (へ Khara) を冠して起つたに違ひない。哈喇 (Khara) を冠する地名は、元代以後とみに多く見られる所である。そこで Dale へ沙州 へ沙州の蒙古語譯と解すれば、Khara Dale は沙州今の敦煌のことになる。その地が元末明初に於いて肅王とは密接な關係のある幽王等の封領であったことは既に松村氏が指摘した通りである。
- ②5 和田清：前掲書四一頁。
- ②6 右同四二頁。
- ②7 兀納失里は阿納失里、忽納失里、古納失里の四種の音譯を以て表われるが、スリオ氏によれば、古納失里 (Guna-shiri) (skr. Guṇasrī) が忠實な音譯で、兀納失里 (Uṇa-

shīr)、忽納失里 (Hunashiri) は口蓋音化しない [-u] の前にかける [q] の變則によつて生じたと云う。「忽納失里」はコムルからの上表により、「兀納失里」は蒙古からの傳聞により、「阿納失里」は更にそれが訛つて聞えた相違であらう。

- ②8 佐口透：十四世紀に於ける元朝大カーンと西方三王家との連帶性について (北亞細亞學報第一輯一五一―二一四頁)。
- ②9 元史卷三四、文宗本紀三、至順元年九月癸巳 (一三三〇)、「復立總管府於哈喇火州」とあり、元史卷四一、順帝本紀、至正七年十月戊戌 (一三四七)、「西番盜起凡二百餘所、陷哈喇火州、劫供御葡萄酒、殺使臣」とみえる。
- ③0 松村潤：前掲書 (東洋學報第三九卷第四號四〇―四六頁)。
- ③1 明史卷三三二、西域四、撒馬兒罕の條に、「元時回回徧天下。及是、居甘肅者尙多、詔守臣悉遣之。於是、歸撒馬兒罕者千二百餘。」とあるが、實錄の洪武二十五年十二月乙亥の條に、そのことがみえ、それより先、同年二月癸亥の條には、「先是、嘗遣回回、使西域諸國、留其家屬居于西涼、逗遛五年不還。其餘回回居邊土者、又數爲劫掠、爲邊將所獲、事聞。上以回回王使者、朝貢往來、恐其因生邊釁。命徙居揚州。旣而復有願挈家還本地者。上始疑其爲覘我國。至是、命晟等、自今西番回回來互市者、毋入城。若朝貢之使、欲入城者聽。」(卷二一六) とある。
- ③2 安部健夫：西ウイグル國史の研究一二七頁。
- ③3 馬文升：興復哈密國王記 (學海類編)。
- ③4 和田清：セ克力考 (前掲書八五五―八六五頁)。

- ③5 P. Pelliot: *T'oung Pao*, Vol. 38, p. 133
- ③6 P. Pelliot: *ibid.*, p. 130 *Qara qui* 又 *† Qara qui*
- ③7 孝宗實錄卷一三一、弘治十年十一月庚子、憲宗實錄卷二八〇、成化二十二年七月壬申の條。
- ③8 孝宗實錄卷二九、弘治二年八月乙卯の條に、「巡撫甘肅都御史羅明等奏。繳原封故哈密衛左都督罕慎忠順王勅書印信冠服。……蓋勅印未至之前、罕慎已遇害故也。」とある。
- ③9 孝宗實錄卷三一、弘治二年十月戊申の條に、「命哈密故都督罕慎之弟奄克孛刺、襲都督同知。」とあり、弘治五年二月丙寅の條、陝巴を忠順王に封じた條には、「仍賞哈密都督同知奄克孛刺、及陞都指揮使阿木郎爲都督僉事、諭令擁戴陝巴、以立國。」とある。また武宗實錄卷六、弘治十八年十月丙辰、速壇拜牙即を忠順王に封じた條には、「命都督奄克孛刺、仍掌哈密衛印信、僧都督寫亦虎仙、協力佐之。」とみえる。
- ④0 殿從簡・殊域周咨錄卷一二、哈密の條に、「所管畏兀兒一種、已襲職普學淨修國師一員。」と見える。
- ④1 M. M. Thevenot: *ibid.*
- ④2 太宗實錄卷三八、永樂三年十月癸酉の條、明史卷三三〇、西域二、沙州衛の條參照。
- ④3 交渉表參照。太宗實錄卷四九、永樂五年五月壬申の條には、「上勅甘肅總兵官西寧侯宋晟曰。聞來歸繼輶赤納、本是沙州衛指揮使買住所部。今赤納爲都指揮僉事。官居買住之上。……今已陞買住爲都指揮同知、賜誥命冠帶。」とみえる。
- ④4 和田清: 前掲書二〇六～二二二頁。
- ④5 N. Elias and E. D. Ross: *A History of The Moghuls of Central Asia (The Tarikh-i-Rashidi)* pp. 51～57, 68
- ④6 松村潤: 前掲書(東洋學報第三九卷第四號三二頁)。
- ④7 P. Pelliot: *ibid.* (*T'oung Pao*, Vol. 38, p. 136)
- 補註。實錄は京都大學附屬圖書館所藏本と中國江蘇國學圖書館傳鈔本によった。